

令和5年5月8日

市内小中学校 保護者 様

松戸市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更による今後の対応について

保護者の皆様におかれましては、学校における新型コロナウイルス感染拡大防止への取組みに対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、市立小中学校では、これまで、基本的な感染拡大防止対策と多様な学習活動や学校行事、部活動等の実施の推進及び児童生徒のコミュニケーション能力の育成、健康安全の保持増進を踏まえ、日常生活を取り戻すための段階的な取組み行ってまいりました。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更され、日常における感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業所の判断に委ねることが基本となることから、今後の教育活動について、下記の通り進めてまいります。

引き続き、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後、地域や学校において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られ、その対応が必要となる場合は、「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン【令和5年1月19日版】」を活用し、対応する必要があることをご了承ください。

記

1 基本的な感染拡大防止対策について

- 日常的な健康観察、手洗いの徹底、咳エチケットの励行、定期的な換気体制、場面に応じた消毒等、感染症への基本的な感染拡大防止対策を継続し、教育活動の正常化及びコミュニケーション能力の育成を推進する。
- マスクの着用については、着けないことを基本とし、その着脱は、児童生徒及び保護者の判断によるものとする。(教職員も同様の扱いとする。)
※ 令和5年4月1日以降の取扱いからの変更はありません。
- 咳エチケット等の健康教育上必要とする適切なマスクの扱い方及び偏見や差別、いじめや誹謗中傷の防止等、感染症への理解を含めた指導を引き続き実施する。

2 教育活動について

- 新型コロナウイルス感染症を理由とした制限は、原則行わない。
 - ・ 学習活動の内容や形態、座席の配置等
 - ・ 学校行事の参加対象や人数、実施方法等
 - ・ 給食時の対応（換気、消毒体制は継続）
 - ・ 部活動の種目や練習方法、大会等の運営方法等
- 児童生徒の健康の維持と心のケアに適切に取り組む。
 - ・ 健康教育や感染症予防等の指導の充実及び児童生徒の状況に応じた相談体制を整える。

3 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の扱いについて

- 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」に従い適切に対応する。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒について、「発症後五日間を経過し、かつ症状軽快後一日を経過するまで」を基準とする。
 - ・ 発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。
- 留意点として以下の点について考慮する。
 - ・ 陰性証明や検査結果を証明する書類などは必要としない。
 - ・ 「同居家族に高齢者や基礎疾患があるものがあるなどの事情があって、他に手段のない場合」など合理的なる理由があると判断する場合や「医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒について、登校すべきでないと判断した場合は、引き続き、欠席とはしないことも可能とする。

4 学級閉鎖等の対応について

- 感染拡大が懸念される場合に実施する。
 - ・ 同一学級等の集団で、複数の陽性者が確認され、かつ陽性者の他に同症状を有する者が複数いる場合等
 - ・ 同一学級等の集団で、複数の感染が確認された場合であっても、感染経路に関連がない場合や集団内での感染が広がっているおそれがない場合は、学級閉鎖とはならない。
 - ・ 閉鎖期間は、概ね数日～最大5日程度とする。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症を理由とした引き渡し下校は行わないので、下校の際、帰宅先に高齢者等重症化リスクの高い方がいる場合等は、事前に学校と情報共有をする。

5 保護者の皆様へのお願い

- 感染症やマスクの着脱に係る差別や偏見、いじめや誹謗中傷防止は、ご家庭においてもご指導をお願いします。
- 健康観察、咳エチケット、こまめな手洗い、正しい生活習慣等、ご家庭における感染症防止対策の継続をお願いするとともに、ハンカチ、ティッシュ、マスクの携行にご協力ください。
- 少しでも体調がすぐれない場合や風邪症状が見られる場合は登校せず、医療機関等へご相談いただくようお願いいたします。
- 外部来校者への検温や健康チェック等は引き続き実施いたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。